

作って応援！！

農業って楽しい！みんなで地域を盛り上げよう！

果菜彩倶楽部収穫体験



野菜の栽培研修会



いきいき農業大学



直売所への出荷



食べて応援！！

採れたてが一番！地元のおいしさを味わおう！



果菜彩鈴鹿店



住所：鈴鹿市地子町1268
Tel:059-381-0831

果菜彩稲生店



住所：鈴鹿市稲生2丁目17-17
Tel:059-380-0831

果菜彩亀山店



住所：亀山市東御幸町78-4
Tel:0595-83-1114

問い合わせ先

鈴鹿農業協同組合 総務部総務課
〒513-8650 三重県鈴鹿市地子町1268
TEL059-384-1111 FAX059-384-1109

JA鈴鹿のこと、
もっと詳しく！



LINE公式アカウント始めました！

キャンペーン、イベント直売所「果菜彩」などのお得な情報を発信していきますので皆さま是非、**お友達登録**をお願いします。



組合員加入のご案内



JA（農業協同組合）は、食と農を基軸とする地域に
根ざした「協同組合」です

組合員の一人ひとりが力を合わせ、みんなの願いを
かなえていく組織です



耕そう、大地と地域の未来。

JAの組合員になりませんか！

JAは、組合員が主人公の組織として、組合員が力を合わせ、みんなの願いをかなえる組織です。JA鈴鹿の組合員になって、地域でくらす協同組合の仲間として、JAの事業を利用してみませんか？ JAの基本理念に共感し、地域農業の発展や地域づくりを応援していただける方を募集しています。

よくあるご質問

Q 組合員にならないとJAは利用できないの？

組合員以外の方でもJAを利用できますが、組合員になると様々な特典を受けることができます。

Q 組合員は誰でもなれるの？

農家の方はもちろん、農家以外の方も組合員になることができます。JA鈴鹿の地区内に住んでいる方、組合員の家族としてJAを利用している方、勤め先がJA管内の方等は、JAに出資することで組合員になることができます。組合員には正組合員と准組合員があります。

Q 正組合員と准組合員は何が違うの？

正組合員とは？

農地 1 a 以上を耕作している方、もしくは年間 30 日以上農業に従事される方
※住所もしくは農業に従事される場所がJA鈴鹿管内である必要があります。

准組合員とは？

JA鈴鹿管内にお住まいの方で、JA鈴鹿の各事業を継続してご利用いただける方
※地区外にお住まいでも、一定の要件を満たす方はご加入頂けます。

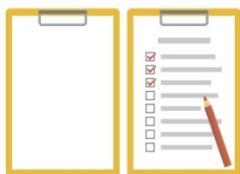
地域農業を支えるサポーター！

組合員加入方法について

JAの活動や組織に参加して、一緒に地域を盛り上げましょう！

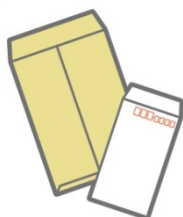
step 1

最寄りの支店で組合員加入申込書へ必要事項を記入します



step 2

JAでの資格要件確認後、書面による通知が届きます



step 3

出資金を払い込みます



step 4

あなたも今日からJA鈴鹿の組合員です



組合員加入特典のご案内

組合員にご加入いただいた方には、さまざまな特典があります。

その1 各種配当金のお受け取り

- 出資金額や利用量に応じて配当金をお受け取りいただけます。
- 配当率、配当割合は事業年度により異なります。

令和5年度の出資配当金は、年5%（普通配当3%+合併35周年記念配当2%）、事業分量配当金は、定期貯金（令和5年3月1日～令和6年2月29日の平均残高100万円以上）1万円に対して2円の割合（年0.02%）をお支払いしました。また、肥料購入額（令和5年3月1日～令和5年5月31日）1万円以上に対して3%の割合（肥料価格高騰対策）をお支払いしました。



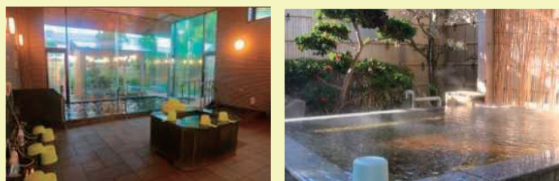
その2 鈴鹿さつき温泉への無料ご招待

- 送迎バスで無料ご招待します。
- 招待日、時間は各支店（サテライト店）により異なりますので、予めご了承ください。



その3 さつき温泉パスポートの購入割引

- 組合員本人に限り、年間パスポートを61,700円を56,500円でご購入いただけます。（半年間パスポートは37,000円を33,900円でご購入いただけます。）



その4 葬祭事業のご利用割引

- 入会金1,000円で組合員特別会員「まごころ」にご加入いただけます。
- 「まごころ」会員の方は、葬祭事業を利用する際、最大55,000円の割引があります。



組合員の脱退手続きについて

任意脱退

最寄りの支店（サテライト店）へ脱退希望であることをお伝え頂き、お手続きをお願い致します。受付期間：事業年度末の60日前まで

法定脱退

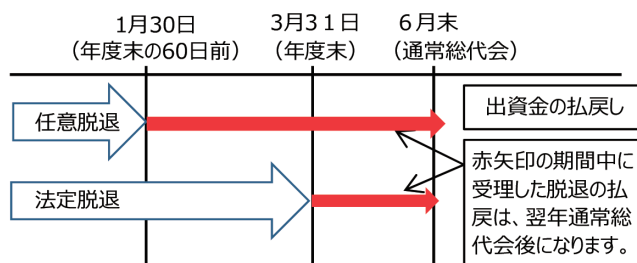
組合員本人に転居・死亡等の事由が発生した場合は、その時点で脱退となります。最寄りの支店（サテライト店）でお手続きをお願い致します。受付期間：事業年度末まで

相続加入手続きについて

相続開始後10カ月以内であれば、法定脱退の手続きを経ずに、相続人の方が被相続人の持分を取得することができます。

出資金の払戻について

農協法・定款の定めにより、脱退した事業年度の翌通常総代会終了後に払戻となります。



組合員資格の変更について

組合員資格に変動が生じた場合（転居・死亡等）その旨をご連絡ください。組合員資格等が確認できない場合は、脱退手続きをさせていただく場合があります。